

# 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営推進会議設置等について

## 1 概要

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 19 人未満）が平成 28 年 4 月から地域密着型サービスに移行されることに伴い、地域密着型通所介護事業所には運営推進会議の設置が義務付けられます。

また、あわせて認知症対応型通所介護事業所にも運営推進会議の設置が義務付けられます。

## 2 根拠法令

- ◆「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」
- ◆「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」

## 3 運営推進会議の設置について

### (1) 構成員

- ①当該事業者
- ②利用者・利用者家族
- ③地域住民の代表
- ④区・地域包括支援センターの職員

### (2) 実施回数

概ね 6 ヶ月に 1 回以上

### (3) 会議の内容等

- ①事業所の活動状況、計画を報告すること
- ②出席者からの評価を受けること
- ③出席者から要望、助言等を聴く機会を設けること
- ④運営推進会議の内容は上記①～③の記録を作成し、当該記録を公表すること（区への報告を含む。）

### (4) 設置にあたってのお願い

- ①運営推進会議の開催にあたっては、利用者家族や地域の代表者が出席しやすい日時に配慮してください。
- ②運営推進会議の日時については、あらかじめ年間スケジュールを作成し、区に提出してください。提出にあたっては、後日、改めて区から該当事業者宛てに提出依頼いたします。
- ③地域住民の代表者（町会役員・民生委員）の運営推進会議出席については、あらかじめ区から地区民生委員協議会に協力依頼をしますので、暫くお待ちください。地区民生委員協議会との調整が整いましたら改めて区から事業所に連絡いたします。（平成 28 年 4 月を予定）

#### 4 その他

(1)運営推進会議の設置・運営にあたっては、現在、「運営推進会議設置・運営の手引き」を作成しています。後日、「大田区ケア倶楽部」に掲載しますので各事業所でご活用ください。(平成 28 年 3 月を予定)

(2)小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行については、東京都のホームページにも情報が掲載されていますのでご確認ください。

【掲載先】 [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

「東京都介護サービス情報」⇒「介護事業者の皆様へ」の「指定サービス一覧表」から「通所介護」を選択し「小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行について」をご参照ください。